

令和2年4月8日

## 緊急事態宣言に伴う都税事務所等の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴い、東京都主税局においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都税事務所等における窓口業務体制を縮小することとしましたのでお知らせします。

その間ご不便をおかけしますが、ご来所いただくなくても可能なお手続きにつきましては、郵送や電子申告等を積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

### 1 縮小内容

都税事務所等の窓口における人員を通常時の2割程度にします。

### 2 縮小期間

令和2年4月8日から緊急事態宣言解除までの間

### 3 窓口以外の受付方法

- 都税に係る証明書等の発行
  - ・ 都税証明郵送受付センターに郵送（〒112-8787 文京区春日 1-16-21）
- 税務申告等
  - ・ 電子申告（eLTAX）
  - ・ 所管都税事務所に郵送
- 都税の納付
  - ・ インターネットバンキング・モバイルバンキング
  - ・ クレジットカード納付          ・ 電子納税（eLTAX）
  - ・ 口座振替    等
- お問い合わせ
  - ・ 所管都税事務所に電話

※ 詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>



なお、お手続きには通常よりもお時間をいただく場合がございますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。